



当財団が主催するスポーツ教室などでお持ちの資格を活かしてみませんか？



登録について

●資格

- ・スポーツ、運動に関係する公的機関（厚生労働省、日本スポーツ協会、日本スポーツ施設協会等）の公認資格を取得している方。
- ・スポーツに関係する任意団体の資格を有する方。
- ・有資格者でなくても、長期にわたって運動指導の経験がある方。
- ・市外の方でも登録可能です。登録費用などはかかりません。

●登録期間

- ・登録日から3年間。3年ごとに更新が必要です。

●指導場所

- ・財団が管理する屋内及び屋外施設など。

市内4体育館にある登録用紙に必要事項を記入し、市民体育館まで提出してください。（郵送可）後日、登録証が届きます。

財団が主催する事業や財団以外（教育委員会、PTAなど）からの指導依頼があれば、ご連絡します。